二　通信課程に係る基準

イ　前号イ、ロ、ニ、ヘ、ト及びヌからヲまでに該当するものであること。

ロ　別表第四の二に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、一人以上の専任教員を有すること。

ハ　ロの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者とし、実務者研修教員講習会修了者等であって、かつ、次に掲げる者のいずれかであること。

(1)　介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者

(2)　学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し教授する資格を有する者

(3)　学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第四十条第二項第一号に規定する高等学校等の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し三年以上の経験を有する者

(4)　法第四十条第二項第二号に規定する学校又は同号に規定する養成施設の教員として、別表第四の二に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若しくはⅡ又は介護過程Ⅰから Ⅲまでのいずれかの科目の教育に関し五年以上の経験を有する者

(5)　特例高等学校等の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し五年以上の経験を有する者

ニ　印刷教材は、別表第四の二の科目の欄に定める各科目について、同表の時間数の欄に定める時間数以上の学習を必要とするものであって、その内容が次によるものであること。

(1)　正確及び公正であって、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。

(2)　統計その他の資料が新しく、かつ、信頼できるものであること。

(3)　自学自習についての便宜が適切に図られていること。

ホ　印刷教材による授業における指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法が次によるものであること。

(1)　通信指導は、計画的に行うこと。

(2)　添削指導は、別表第四の二の科目の欄に定める各科目（面接授業により行う科目を除く。）について一回以上行うこととし、添削に当たっては、採点、講評及び学習上の注意等を記入すること。

ヘ　面接授業においては、通信指導及び添削指導において修得することが求められている知識及び技能の修得がなされていることにつき確認をすること。

ト　面接授業における一学級の定員は、五十人以下であること。

チ　面接授業の実施期間において、同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の教室を有すること。

第八条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　医療的ケアを教授する教員は、医療的ケア教員講習会修了者等であって、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

第九条第一項第十号ロの次に次のように加える。

ハ　法第四十条第二項第二号に規定する学校　面接授業を他の学校等に実施させる場合には、当該他の学校等の名称、所在地及び設置者又は経営者の氏名（法人にあっては、名称）並びに当該他の学校等において実施する面接授業の科目

第九条第三項中「第一項の」を「法第七条第二号若しくは第三号若しくは第三十九条第一号から第三号までに規定する学校又は第四十条第二項第一号に規定する高等学校等に係る第一項の」に改める。

第十条第二項中「介護実習施設等に関する事項」の下に「、同号ハに掲げる他の学校等に関する事項」を加える。

第十一条第三号中「異動」の下に「（実習指導者の異動については、法第七条第二号若しくは第三号若しくは第三十九条第一号から第三号までに規定する学校又は第四十条第二項第一号に規定する高等学校等に限る。）」を加える。

第十三条中「並びに第五条第六号及び第十四号ロ」を「、第五条第六号、第九号の二及び第十四号ロ並びに第七条の二第一号ホ」に改める。

附則第二条第一項中「法附則第二条第一項に規定する高等学校等（以下この条において「特例高等学校等」という。）」を「特例高等学校等」に改め、同項第二号の表科目欄中「生活支援技術」を「生活支援技術（医療的ケアを含む。）」に改め、同表単位数欄中「六」を「七」に、「三四」を「三五」に、「三三」を「三四」に改め、同表備考を次のように改める。

備考　一　各科目の単位数は、一単位時間を五十分とし、三十五単位時間の授業を一単位として計算することを標準とする。ただし、通信制の課程における介護実習以外の科目の単位数については、添削指導三回及び面接指導二単位時間（一単位時間を五十分とする。）を一単位として計算することを標準とする。

二　医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とし、演習は面接指導とするものとする。

三　前号の演習を修了した者に対しては、可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

附則第二条の次に次の一条を加える。

（介護福祉士の養成に係る高等学校等における医療的ケアを教授する教員の経過措置）

第二条の二　医療的ケア教員講習会修了者等であって、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後、学校教育法に基づく高等学校等において学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）別表第三の看護若しくは福祉の教科に属する科目を教授する教員として五年以上の経験を有する者又は法第三十九条第一号から第三号までに規定する学校若しくは養成施設の専任教員として五年以上の経験を有する者については、第八条第六号の規定にかかわらず、当分の間、法第四十条第二項第一号に規定する高等学校等において医療的ケアを教授する教員となることができる。

別表第二中「（第三条―第七条関係）」を「（第三条―第七条の二関係）」に改める。

別表第四中こころとからだのしくみの項の次に

医療的ケア	医療的ケア	五〇
五〇	五〇	

を加え、合計の項中「一、八〇〇」を「一、八五〇」に、「一、一七〇」を「一、二二〇」に、「一、一五五」を「一、二〇五」に改め、同表備考を次のように改める。

備考　一　第一号学校における人間と社会に関する選択科目の時間数については、人間の尊厳と自立、人間関係とコミュニケーション及び社会の理解の時間数と合計して二百四十時間以上となるように定めるものとする。

二　医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とするものとする。

三　前号の演習を修了した者に対しては、可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。